

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 25 年度前期)

平成 25 年 10 月

尼崎市監査委員

尼監報告第11号
平成25年10月4日

様

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	津田加寿男
同	前迫直美

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

秘 書 室	1
企 画 財 政 局	2
総 務 局	3
防 災 担 当	4
こ ども 青 少 年 局	5
経 済 環 境 局	6
水 道 局	7
公 平 委 員 会 事 務 局	8
農 業 委 員 会 事 務 局	9

秘 書 室

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、秘書課の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

企 画 財 政 局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、行財政改革課、財政課、都市魅力創造発信課の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

ちかまつ等関係事業補助金について

市は、尼崎市総合文化センターのちかまつ等関係事業に対して、補助金を前金払により支出している。平成23年度の補助金実績報告書では、補助金774万円に対し、補助対象経費は860万円と記載されていたが、補助対象経費の中には平成24年度への繰越金464万円が含まれる旨の記載があり、事実上、事業費を上回った補助金が支出され剰余金が生じていたことになる。なお、市は、このような尼崎市総合文化センターの収支状況について、平成24年度以降の補助金において、補助金額の調整を行っている。

地方自治法第208条及び同法施行令第159条では、歳出が過渡しとなった金額は、当該年度の当該支出をした経費に戻入しなければならないとされている。

(都市魅力創造発信課)

< 指導の要点 >

補助金の支出に当たっては、補助内容に応じた支出方法に改めること。

総 務 局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、法制課、地域研究史料館、人事課、行政管理課、給与課の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

防 災 担 当

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、生活安全課の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれたい。

要請等を行う事項

消費生活相談業務等委託契約について

生活安全課では、消費生活に関する相談業務を尼崎消費者協会に委託して実施している。当該業務の実施決裁では、委託先の選定理由として「尼崎消費者協会には、消費生活相談に必要なとされる専門的な知識と経験を有する相談員がいること」を挙げ、委託料の内訳には、その専門的知識を補強するために、国民生活センター研修等の費用が調査研究費として計上されている。一方、委託先の協会相談員に対する遠隔地における研修については、消費者行政活性化基金対象事業としての位置付けがなされ、兵庫県の助言に従い、その費用は公費で直接支出されていた。

業務の受託事業者従業員の研修については、市と受託事業者の責任区分を明確にするためにも、支出方法について兵庫県と調整されるよう要請する。

(生活安全課)

こども青少年局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、保育計画担当、計画調整課、こども家庭支援課、青少年課、児童課、子ども・子育て支援制度準備室の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

委託料の精算について

(1) 措置を求める事項

市は尼崎市子ども会連絡協議会に「児童交流事業」を委託し、その経費は概算払で支出している。当該事業の委託内容について、これまで各地区2回以上実施を基準としていたものを、平成24年度からは1回以上実施に見直すことで委託先と合意していたにもかかわらず、「児童交流事業実施要項」は前年度と同様の2回以上実施と記載されたままであった。このため、事業報告書で事業は1回しか実施されていない地域では、委託先と合意していた基準を満たしているが、同要項の記載と不整合が生じていた。

(児童課)

<指導の要点>

委託契約書の内容についてはよく精査し、そのうえで契約を締結すること。

(2) 要請等を行う事項

また、「児童交流事業」のほか、市は尼崎市子ども会連絡協議会に「いきいきあまっ子リーダースクール事業」及び「地域活動事業」を委託し、その経費は概算払で支出している。これら3事業のそれぞれの事業報告書には、協議会の自主事業や、これら3事業で実施している事業が重複して記載されているものがあつた。更に、経費内訳が十分に記載されていないため、事業実施の経費が重複しているかどうか分からない状況である。

こうしたことから、報告書の内容は、契約の履行が確認できるものに改めるよう要請する。

(児童課)

経 済 環 境 局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、経済活性化対策課、産業振興課、商業経営対策担当、農政課、しごと支援課、地方卸売市場の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

要請等を行う事項

一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所（AMP I）に係る実績と評価について

AMP Iの本市の出資比率は2.2%であるにもかかわらず、AMP Iに対しては、ものづくり支援事業、人件費、土地賃借料などの補助金等に加え、建物の無償貸付、職員の派遣により、1億円を超える支援を行っており、さらに備品の無償貸与も行っている。一方AMP Iが技術支援している企業は、本市のみではなく市外の広範囲にわたっている。

こうしたことから、AMP Iについては、開所からおおよそ20年が経過しており、本市産業施策における実績と評価を検証し、今後本市が果たすべき役割を改めて検討するよう要請する。

（産業振興課）

水 道 局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、計画推進課、工務課、給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

工事及び業務委託の手続きについて

工事における設計書や業務委託における報告書等については、担当者が十分確認したうえで決裁書等を作成し、役職者はその内容をチェックする必要がある。しかしながら、工事の設計金額を誤ったことから過払いや過少の支払となっているもの、委託業務が不履行となっている状況の報告書を受領して業務完了としているもの、承認していない再委託事業者からの報告書の受領など不適切な事例が散見された。

(工務課、給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課)

< 指導の要点 >

工事における設計金額の算出や書類は、工事関係事務の基礎となるものであり、また、業務委託における書類や報告書は業務の履行確認に重要なものであることから、十分注意し、適正に処理すること。

公平委員会事務局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公平委員会事務局の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

農業委員会事務局

1 監査の期間

平成25年4月1日から8月12日まで

2 監査の対象

今回の監査は、農業委員会事務局の所管する平成24年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。